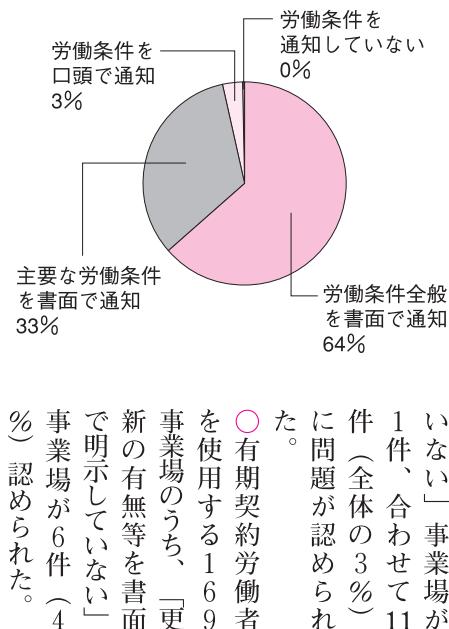


介護事業場に対する

労働条件の管理状況に関する調査結果

名古屋北労働基準監督署

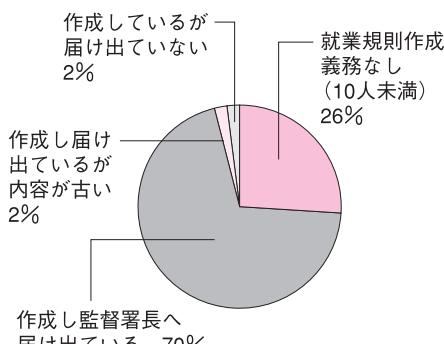
(1) 労働条件の明示



- 労働条件の明示
 - 就業規則か労働条件通知書を交付し明示している事業場が206件（全体の64%）、労働時間や賃金等に関する事項について書面を交付して明示している事業場が105件（全体の33%）、「口頭明示だけでは書面の交付を行なっていない」事業場が10件（全体の3%）、「労働契約締結時に明示していない」事業場が1件、合わせて11件（全体の3%）に問題が認められた。

介護保険法の施行以来、介護労働者を使用する事業場は年々増加しており、中には、事業開始後間もないため、労働基準関係法令や労務管理に関する理解が十分でない事業場も少なくありません。実際に、過去の臨検監督の実施結果からも、多くの介護事業場で労働基準関係法令違反が認められるところです。名古屋北労働基準監督署は、管内に所在する介護事業場に対し、労働条件の管理状況についての通信調査を実施しました。今般、その結果を取りまとめましたので紹介いたします。

(3) 就業規則



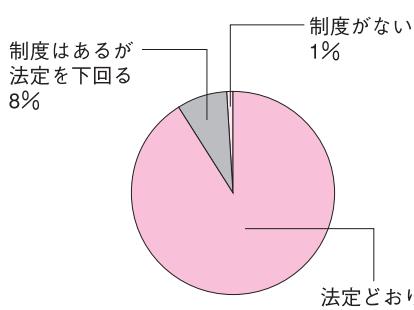
- 就業規則等の周知
 - 就業規則や労働基準法に基づく労使協定が周知されていない事業場が、16件（全体の5%）認められた。
- 就業規則・3協定
 - 常時10人未満の77事業場のうち、1週の所定労働時間が40時間を超えていない事業場が合計12件（5%）認められた。

- 1カ月単位の変形労働時間制を採用している事業場のうち、法定事項の一部あるいは全部について定めのない事業場が11件（5%）認められた。
- 1年単位の変形労働時間制を採用している109事業場のうち、労使協定を届け出ている109事業場が31件（28%）認められた。

をそれぞれ採用しているため、合計事業場数は回答事業場数を上回っている。

5、36協定

○時間外労働・休日労働がある258事業場のうち、36協定を締結して届け出しており、労働実績が協定の範囲内である事業場が237件（92%）ある一方、36協定を締結して届け出ているが協定内容が「時間外労働の限度に関する基準」に適合していない事業場が3件（1%）、時間外労働・休日



○事業場で最も賃金の低い者の額が愛知県最低賃金額を把握していない事業場が1件認められた。

労働を行わせているが36協定を締結していない又は届け出ていない事業場が18件（7%）、合わせて21件（8%）に問題が認められた。

6、所定休日

○法定休日を定めている事業場は認められなかつた。

7、年次有給休暇

○付与日数が法定を下回っている事業場が26件（全体の8%）、年次有給休暇がない事業場が4件（全体の1%）、合わせて30件（9%）に問題が認められた。

○時間外・深夜割増賃金をさせているが、25%以上の割増賃金を支払っていない事業場が5件（全体の2%）認められた。

○休日労働をさせているが、35%以上の割増賃金を支払っていない事業場が16件（全体の5%）認められた。

○常時使用する労働者が50人以上である39事業場のうち衛生委員会を設置していない事業場が4件（10%）認められた。

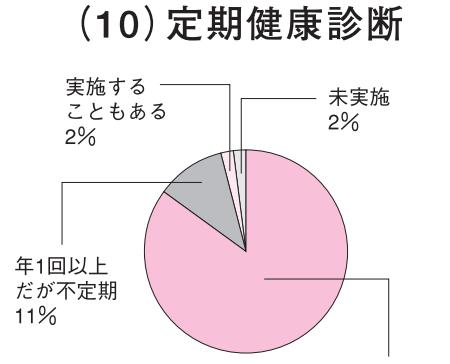
11、衛生委員会等

○定期健康診断を全く実施していない事業場が、また、定期的（1年以内毎）6件（全体の2%）、ま

10、定期健康診断

○定期健康診断を全く実施していない事業場が、また、定期的（1年以内毎）6件（全体の2%）、ま

11、衛生委員会等



○常時使用する労働者が50人未満である284事業場が8件（24%）認められた。

「企業の労働110番」会員事業場専用無料相談ダイヤル

電話 052-961-7110 ・ FAX 052-961-9635
メールアドレス roumu@meihokurouki.or.jp

労務管理、安全衛生管理、労働トラブル等にかかるご相談がございましたら、上記までご連絡ください。事務局での面談、電話、メール、FAXにて社会保険労務士等の当協会専門職員が**企業の立場**でお答えいたします。